

第7号様式（第5条関係）



令和6年4月24日

浜松市議会議長 戸田誠 様

会 派 名	浜松市政向上委員会
報告者	
代表者氏名	代表 鈴木 恵

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により別紙のとおり令和5年度
政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名

浜松市政向上委員会

令和 5 年度

1 収 入

政務活動費

／ 1,650,009 円

(ただし、預金利息 9 円を含む)

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	／ 898,321	旅費、利用会費、公文書複写費、調査業務委託費等
研 修 費	／ 203,401	旅費、研修・研修会参加費、受講料等
広 報 費	0	
広 聴 費	／ 35,668	旅費
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	／ 45,980	書籍代、新聞代等
人 件 費	／ 175,804	給与、労働保険料
事 務 所 費	／ 185,342	事務用品費、パソコンリース代、インターネット通信料、コピー代等
合 計	／ 1,544,516	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額

／ 105,493 円

別紙

会派名

浜松市政向上委員会

令和 5 年度（後期）

1 収 入

政務活動費 ／ 1,342,197 円 （ただし、預金利息 ／ 9 円を含む）

(内訳)

政務活動費
(前期からの繰越分) ／ 442,192 円 （ただし、預金利息 ／ 4 円を含む）政務活動費（後期分） ／ 900,005 円 （ただし、預金利息 ／ 5 円を含む）

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	<u>／ 856,113</u>	旅費、利用会費、調査業務委託費等
研 修 費	<u>／ 123,728</u>	旅費、研修会参加費、受講料等
広 報 費		
広 聴 費	<u>／ 25,297</u>	旅費
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	<u>／ 29,670</u>	書籍代、新聞代等
人 件 費	<u>／ 90,100</u>	給与
事 務 所 費	<u>／ 111,796</u>	事務用品費、パソコンリース代、インターネット通信料、コピー代等
合 計	<u>／ 1,236,704</u>	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 ／ 105,493 円

別紙

会派名 浜松市政向上委員会

令和 5 年度（前期）

1 収 入

政務活動費 750,004 円（ただし、預金利息 4 円を含む）

2 支 出

項 目	金 額（円）	備 考
調 査 研 究 費	42,208	旅費、利用会費、公文書複写費等
研 修 費	79,673	旅費、研修・研修会参加費
広 報 費		
広 聴 費	10,371	旅費
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	16,310	書籍代、新聞代等
人 件 費	85,704	給与、労働保険料
事 務 所 費	73,546	事務用品費、パソコンリース代、インターネット通信料、コピー代
合 計	307,812	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 442,192 円

決算利息のお知らせ

令和 6年 4月17日

お名前
浜松市政向上委員会
代表 鈴木 恵

様

科目 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
計算期間 令和 5年 9月10日から
令和 6年 3月 9日まで

決算前残高	145,565 円
決算預金利息	5 円
利子税	0 円
(内国税	0 円)
(内地方税	0 円)
差引支払利息	5 円
決算後残高	145,570 円

浜 松 い わ た 信 用 金 庫

決算利息のお知らせ

令和 5年10月 4日

お名前
浜松市政向上委員会
代表 鈴木 恵

様

科目 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
計算期間 令和 5年 3月12日から
令和 5年 9月 9日まで

決算前残高	482,655 円
決算預金利息	4 円
利子税	0 円
(内国税	0 円)
(内地方税	0 円)
差引支払利息	4 円
決算後残高	482,659 円

浜 松 い わ た 信用金庫 [REDACTED]

労働条件通知書

令和5年5月1日

■ 殿	事業場名称 浜松市政向上委員会 所在地 浜松市中区元城町103-2 ■ 使用者氏名 代表 鈴木 恵
契約期間	期間の定めなし（平成27年6月より継続）
就業の場所	浜松市政向上委員会会派控室
従事すべき業務の内容	政務活動に関する事務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無	始業 9時00分 終業 17時00分 のうち 個別に指定した時間 休憩時間 原則として 60分 ただし、6時間を超え8時間を超えない勤務の場合 45分以上60分以内で必要な時間 6時間を超えない勤務の場合 60分以内で必要な時間 所定時間外労働 … 無 休日労働の有無 … 無
勤務日及び休日	勤務日：個別に指定した日（月3～5日程度） 休日：土曜日・日曜日、国民の祝日、その他（年末年始）
休暇	年次有給休暇 … 法定通り 代替休暇 … 無 その他の休暇 … 法定通り（無給）
賃金	1 基本賃金 時間給（1,200円） 2 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 所定外（法定内） 0% 所定外（法定超） 25% 法定休日 35% 深夜 25% 3 賃金締切日 毎月末日 4 賃金支払日 毎月15日 ただし、給与計算後の出勤日（15日以前）に支払う 5 賃金の支払方法（現金） 6 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無） 7 昇給（無） 8 賞与（無） 9 退職金（無）
退職に関する事項	1 定年制（無） 2 自己都合退職の手続（退職する14日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続 （就業規則の定めによる） ○詳細は、就業規則第19条及び第20条
その他	雇用管理改善に関する相談窓口は、浜松市政向上委員会 代表 鈴木恵とする。

※ 以上のほかは、就業規則による。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものである。

(単位：円)

令和5年度 浜松市政向上委員会

支 払 証 明 書

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	2	0	1	1	0

但し	利用会費として	
内訳	利用会費	20,000円
	手数料	110円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和5年5月17日

会 派 名 浜松市政向上委員会

代 表 者 鈴木 恵

(署名又は記名押印をしてください。)

(様式7)

<別紙 領収書添付欄 1>

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号										
加入者名	自治体議員政策情報センター・虹とみどり									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
				2	0	0	0	0		
ご依頼人	*430-8652 浜松市中区元城町 053-451-1511 103-2 浜松市政向上委員会様									
料金	R94220001印 05-05-17 浜松元目 郵便局									
備考	現金払 (23351) 料金 110円									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」（以下、「情報センター」）とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究集会・地方-国政策研究会の開催
- (5) メールリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究集会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jichitaigijinhou[a]gmail.com （メール送信の際には[a]を@に変更ください）

No B 438664

No /										領 収 書														
納入者					浜松市政向上委員会															様				
金 額								¥	千	1	6	5	0	円										
ただし、公文書複写 10円 × 165枚																								
令和5年 7 月 21 日 領収済																								
浜松市出納員 所属 氏名										文書行政課 事務職員 小杉浩														
取扱者 氏名										中村美														
										印														

浜松市民生委員児童委員協議会活動費補助金事業報告と決算
 (市民児協と7つの地区民児協、53地区民児協ごと)

(様式8)

令和 5年 7月 11日

会派名 浜松市政向上委員会
代表者 鈴木 恵

様

会派名 浜松市政向上委員会
氏 名 鈴木恵

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

1 出張者

鈴木 恵

2 期間及び出張先

令和5年7月20日(木) 10:00～16:00

焼津市

3 目的

女性議員を増やす会～なないろの風主催の焼津市内視察と県内女性議員との情報交換をする。焼津市内視察では、子ども館、テレワーク拠点、みんなの図書館など、焼津市で特徴的な事業や施設を訪ね、それぞれの運営の仕組みや協働の工夫を学び、浜松の市政運営に生かしていく。また、県内女性議員が取り組んでいることなどからも学び、9月議会以降に生かしていく。

視察依頼書送付願

令和 年 月 日

浜松市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

印

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

女性議員を増やす会～なないろの風 「焼津 de 夏視察&総会 2023」



2023 年（令和 5 年）

7/20（木）10:00～16:00

●視察見学では、焼津市のこども館、テレワーク拠点、みんなの図書館など、注目を集めている事業や施設を訪ね、それぞれの運営の仕組みや協働の工夫を学びます。ランチミーティングを挟んで、午後は、皆さんから事前アンケートでいただいたご意見をもとにしながら2023 年度総会を開催します。

10：00 ●JR 焼津駅南口集合

●ターントクルこども館 ●みんなの図書館「さんかく」

●漁具倉庫をリノベーションしたテレワーク拠点「焼津ポーターズ」

12：00～ 昼食

13：00～16:00 総会（焼津市役所本庁／焼津市本町 2-16-32）

*視察順序や会場が変更になることがありますので、途中参加の場合は随時ご連絡をお願いします。

女性議員を増やす会「なないろの風」 代表 蒔田昌代（吉田町議会議員）

問い合わせ 事務局

なないろの
風 

令和 5 年 7 月 31 日提出	
(あて先) 会派名 浜松市政向上委員会 代表者 鈴木 恵	
報 告 書	
出張年月日	令和 5 年 7 月 20 日 (木)
出張先	焼津市
出張の理由	女性議員を増やす会～なないろの風主催の焼津市内視察と県内女性議員との情報交換をする。焼津市内視察では、子ども館、テレワーク拠点、みんなの図書館など、焼津市で特徴的な事業や施設を訪ね、それぞれの運営の仕組みや協働の工夫を学び、浜松の市政運営に生かしていく。また、県内女性議員が取り組んでいることなどからも学び、9月議会以降に生かしていく。
出張者氏名印	鈴木 恵 
(出張の顛末) 別紙参照	
(備考)	

ターントクルこども館(焼津おもちゃ美術館 & やいづえほんと)、YAIZU PORTER、焼津市役所 訪問報告

浜松市政向上委員会 鈴木 恵

2023 年 7 月 20 日(木)

県内の女性議員で結成された「なないろの風」のメンバーの一人、焼津市議の秋山博子さんの案内で、焼津駅から歩いて、ターントクルこども館へ。ふるさと納税と合併特例債 17 億円を使って、作った複合施設。

1 階は、「やいづえほんと」。絵とことばで楽しむ、多様な絵本の体験を提供することも図書館 子どもと子ども心を失わない大人のための新しい図書館。「えほんと創造」、「えほんと出会い」、「えほんと安心」をコンセプトに運営されている。ここでは貸出をしていず、いつでも会いたい絵本に会えることを大事にしている。約 7000 冊の本が揃っている。中には、就学前の子どもたちが遊べるスペースがあり、声を出すこともできる。中高生の居場所スペースもあるが、まだそこは十分に活用されていないとのこと。絵本と人を繋ぐ「えほんとサポーター」(ボランティア)は、養成講座を開いていて、現在 200 名の登録者がいて、浜北からの登録者もいるとのこと。





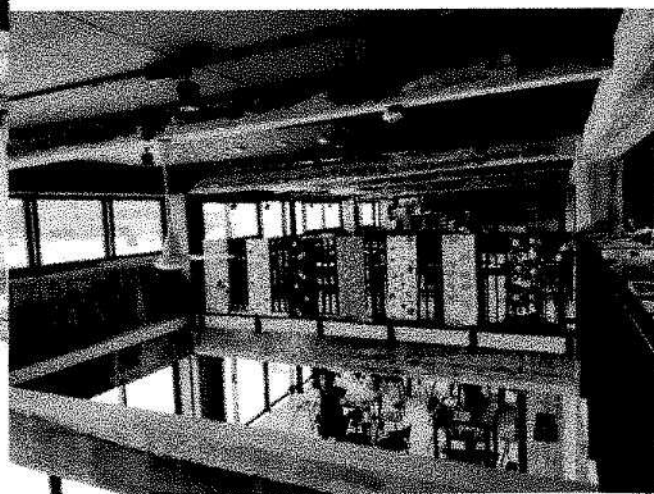
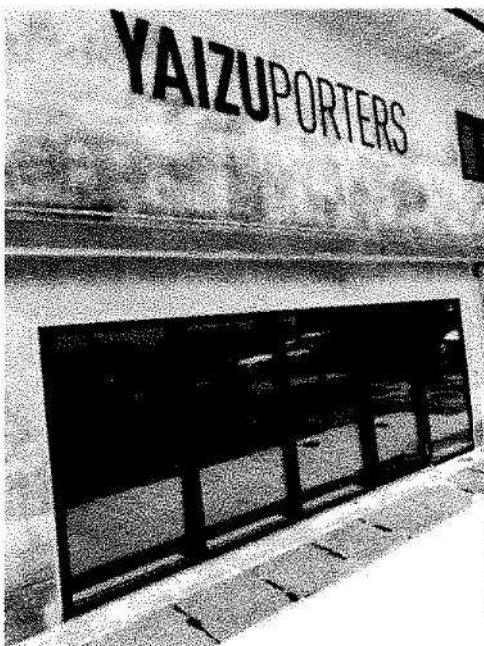
2階は、焼津おもちゃ美術館で、こちらは有料施設。沢山の木を使ったおもちゃ、遊び空間は、焼津の海・文化の魅力を伝えている。焼津市外の方の利用が多く、7対3の割合。土曜日は放課後児童デイの子どもたちの利用があり、予想とは違う利用者が出てきている。

子どもたちが飽きない工夫がいっぱいで、私のお気に入りには、寿司屋さんブース。実際に子どもたちが寿司屋さんになり、木でできたしゃりやネタを握り、お父さんやお母さんに提供している遊びは、楽しそう。





その後、漁港近くの「焼津ポートーズ」へ。「新たな交流を生み出す場」「水産業と異業種とのコラボレーションを促進させる場」「歴史と文化を継承しつつ新たな港街のモデルとなる場」「チャレンジし続ける人々が集う場」がとして、焼津内港地区の中核を担っている。60年前の漁具関係の倉庫をリノベーションし、コワーキングスペース、フードコート、そして今後は宿泊施設ができる予定。焼津市、漁協、事業者で、やいずワーク推進協議会を立ち上げ、官民協働で運営している。





焼津市役所に移動し、昼食後、各地域の議会の様子、取り組んでいる課題などについて、意見交換。今年できたばかりの焼津市役所の議場見学。

えほんとおもちゃ図書館も、子どもを大事にしている施設だった。市外の利用者が多いということは、観光、地域活性にも役立っているとのことで、浜松の子ども館も市外に向けた情報発信が必要だろう。また、えほんとサポーター、おもちゃ学芸員、いとのこおもちゃ学芸員などの地域の方々の力を借りているところは、参考にしたい。

県内の地域でも参考になる事業があることを再発見し、さらなる県内のネットワークを広げていきたい。



(様式6)

旅 費 支 払 証 明 書																						
出張年月日	令和5年7月20日																					
出張先(目的)	焼津市																					
出張者氏名	鈴木 恵																					
旅 費 額 内 訳																						
項 目	金 額	備 考																				
交通費	2,340円	詳細は下記および別紙添付																				
日 当	1,500円	@1,500円×1人×1日																				
宿泊費	円	@14,800円×1人×0泊																				
合 計	3,840円																					
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>3</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td></tr></table>					金 額		百	拾	万	千	百	拾	円					¥	3	8	4	0
金 額		百	拾	万	千	百	拾	円														
				¥	3	8	4	0														
上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。																						
令和5年8月2日																						
会 派 名 浜松市政向上委員会																						
代 表 者 鈴木 恵 																						
(署名又は記名押印をしてください。)																						
<詳細>																						
JR 浜松駅～焼津駅 (1,170円×2) × 1人=2,340円																						

<別紙 領収書添付欄 1>

領収書	
ご利用日付	2023年07月20日
時刻	08時38分
取引内容・乗車料	金 2340円
	伝票番号 67883
*この領収書は大切に保管してください。	
*毎度ありがとうございます。	
浜松駅 券1と2発行 JR東海	

(様式8)

令和 5 年 5 月 22 日

会派名 浜松市政向上委員会
代表者 鈴木 恵

様

会派名 浜松市政向上委員会
氏 名 鈴木恵

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

1 出張者

鈴木 恵

2 期間及び出張先

令和 5 年 5 月 26 日 (金)

名古屋能楽堂 会議室

3 目的

改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援について、広島大学大学院人間社会科学研究科教授 栗原慎二さんの講演を聞き、改訂の概要を学び、改訂の中核になる発達支持的生徒指導について、学びを深め、浜松の教育に活かしていきたい。

視察依頼書送付願

令和 年 月 日

浜松市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名

㊞

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。



改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援

日時：2023年5月26日（金）

14:00～16:00（13:30開場）

場所：名古屋能楽堂 会議室

定員：90名 ※小中学校教職員・教育関係者、一般の方が対象になります
感染予防の為に定員を設けています

参加費：無料（事前申込制）※先着順

参加無料
事前申込制

【プログラム】

① 来賓あいさつ 名古屋市教育委員会 教育長 坪田知広 氏

14:00～14:05

② 講演「改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援」栗原慎二 先生

14:05～15:35

③ 交流会（意見交換会）

15:35～16:00

【講師】

広島大学大学院人間社会科学研究科 教授 栗原慎二 先生

兵庫教育大学大学院修士課程修了、学校教育学博士。埼玉県内の公立高校3校で教員として18年間勤務。生徒指導・教育相談に積極的に携わり、2008年より現職。現在は、学校カウンセリング、教育相談を専門とし、子どもたちの持つ力を生かす学校カウンセリングの開発を目指して、ピア・サポート（仲間による支援）、ブリーフカウンセリング、不登校の子どもたち・保護者への支援等をテーマに研究を行う。

公益社団法人学校教育開発研究所 代表理事

日本学校教育相談学会 前会長



昨年12月に、改訂生徒指導提要が公表され、従来の生徒指導の在り方を大幅に見直す必要が生じています。本会では、改訂の概要を解説しつつ、改訂の中核となる発達支持的生徒指導とは何かと言うことを、特に発達障害の児童生徒を念頭に置きながら考えていきます。それは不登校問題やいじめ問題の解決にも繋がることについても言及します。

主催：特定非営利活動法人 COM'ON FOR NIPPON



※NPO 法人カモンフォーニッポンは名古屋子ども・若者支援地域協議会パートナー機関です。

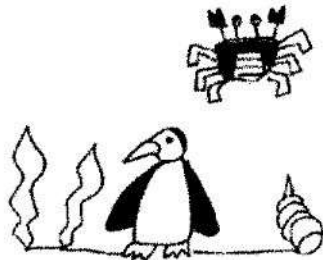
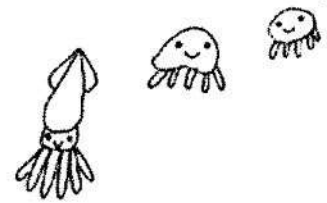


QRコードでお申込み

後援：愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会

裏面にもその他申込方法詳細アリ

Memo/



【アクセス】

- 地下鉄鶴舞線「浅間町」下車 1番出口より東へ徒歩10分
- 地下鉄名城線「名古屋城」(旧「市役所」)下車 7番出口より西へ徒歩12分
- 市バス「名古屋城正門前」下車すぐ(栄13号系統、栄27号系統、西巡回系統)
- なごや観光ルートバスメール「名古屋城」下車すぐ

【申込み方法】

OFAXでお申込み：チラシ裏面下にある参加申し込み票に、氏名・団体名(学校名)・電話番号を記入し、FAX番号(052)735-3678までお願いいたします。

QRコードでお申込み：右側にありますQRコードからお申込みいただけます。

(チラシ表面のQRコードからもお申込みいただけます)

OEメールでお申込み：件名を「5月26日参加」とし、氏名・団体名・電話番号を記入し、cfn.nagoya@gmail.comまでお願いいたします。

○お電話でお申込み：(052)735-3677までお願いいたします。

〔受付は月曜～金曜9時半～18時半〕

【申込締切】2023年5月22日(月)まで

【申込み・問い合わせ先】NPO法人カモンフォーニッポン

TEL (052) 735-3677 FAX (052) 735-3678

Email cfn.nagoya@gmail.com



参加申込QRコード

参加申し込み票

氏 名			
団体名 (学校名)			
連絡先	TEL : Email :	FAX :	

(様式 10)

令和 5 年 6 月 6 日提出	
(あて先) 会派名 浜松市政向上委員会 代表者 鈴木 恵	
報 告 書	
出張年月日	令和 5 年 5 月 26 日 (金)
出張先	名古屋能楽堂 会議室
出張の理由	改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援について、広島大学大学院人間社会科学研究科教授 栗原慎二さんの講演を聞き、改訂の概要を学び、改訂の中核になる発達支持的生徒指導について、学びを深め、浜松の教育に活かしていきたい。
出張者氏名印	鈴木 恵 
(出張の顚末) 別紙参照	
(備考)	

改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援について

浜松市政向上委員会 鈴木恵

名古屋市教育委員会 教育長坪田知広氏の挨拶の後、広島大学大学院人間社会科学研究科教授 栗原慎二さんから、改訂生徒指導提要と発達障害の子どもの支援についての話を伺った。教育長も最後まで、栗原さんの講演を聞いていた。

<講演の概要>

改訂生徒指導提要は、2020年9月に「魅力ある学校づくり検討チーム」の報告書で、新生徒指導提要の方向性を示唆した。新生徒指導提要の方向性としては、1 積極的な生徒指導の充実、2 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映、3 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映の3つ。

改訂生徒指導提要の特徴としては、課題解決志向から発達支持志向へ、子どもの多様性への言及、子どもの権利を全面に出したことなど。生徒指導の目的はこれまでの社会が要求していることを子どもに求めていたが、改訂版では、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることへと大きく変わった。適応支援から成長支援へ。また、これからの生徒指導は、常態的で、先行的な創意工夫が必要となる。

発達障害に対しては、重層的な支援が必要。1人の児童・生徒に対して、一つの支援チームを編成して対応していく。

<感想>

改訂生徒指導提要については、校則の見える化に言及しているということで、報道で知っていましたが、校則以外のことを知らなかったのが、大事な学びとなりました。これからの生徒指導の考え方の課題解決志向から発達支持志向へと大きく変わったことを理解しました。浜松の学校でも大いに取り入れて欲しいと思います。改めて、改訂生徒指導提要を読みたいと思います。

支 払 証 明 書

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	2	0	1	5	2

但し 利用会費として
内訳 利用会費
手数料

20,000円

152円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和6年1月31日

会 派 名 浜松市政向上委員会

代 表 者 鈴木 恵

(署名又は記名押印をしてください。)

(様式7)

<別紙 領収書添付欄 1>

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-01-31		
取扱店	ハマツケンモク	
払込口座		
払込金額	*20,000	料金 *152
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額 *20,200 おつり *48 通帳・カードの磁気修復や担保定額・定期貯金のお手続きもATMで!		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」（以下、「情報センター」とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第5条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究集会・地方-国政策研究会の開催
- (5) メーリングリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究集会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jichitaigilinjouhou[a]gmail.com (メール送信の際は[a]を@に変更ください)